

事務事業評価シート

事業番号 No. 40		事務事業名 商工会補助金		所管部課 産業振興課						
基礎情報	事業開始時期【1】	平成13年度		実施形態【2】	☐ 直営 ☐ 委託 ☒ 補助 ☐ その他 ()					
	根拠法令等【3】	商工会法、西東京市商工会補助金交付要綱								
	総合計画【4】	基本目標	6 活力と魅力あるまち	基本施策	13 産業が活性化して活力あるまちになるために	施策	13-1 産業の振興			
	個別計画【5】	計画	第2次産業振興マスタープラン	施策等①	経営基盤の強化	施策等②	多様な人々のチャレンジの後押し			
事務事業の概要	事務事業の目的と目指す成果【6】	西東京商工会が行う事業に対し、市が補助金を交付することにより、市内の商工業の振興と安定に寄与することを目的とする。 商工会が行う主な事業としては、地区内の小規模事業者に対する各種経営支援を行う経営改善普及事業と、地区内工商業者の総合的な振興を図ることを目的とした地域総合振興事業が挙げられる。								
	事務事業の内容・実施方法等／補助の概要【7】	【補助の概要】 ■補助対象事業：①経営改善普及事業 ②管理事業 ■補助対象経費：①人件費(商工会の正規職員の給料、諸手当及び社会保険料)、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、研修参加費等 ②嘱託職員の報酬並びに臨時職員の賃金 ■国・都補助の有無：商工会に対する直接補助あり(東京都小規模事業経営支援事業費補助金) ■上乗せ横出し補助の有無：なし ■支払方法：概算払 ■補助額・率： ①ア経営改善普及事業指導事業費は、補助金交付申請年度におけ都補助金額と補助対象額の差額又は都補助金の1/2以内の額のいずれか少ない額とする。 イ管理費の諸手当は、補助対象経費の1/2以内の額とする。 ウ管理費の福利厚生費は、補助対象経費の1/2以内の額とする。 ②補助対象経費の1/2以内の額とする。								
事業費データ	項 目	令和5年度(決算額)		令和6年度(決算額)		令和7年度(決算見込額)		令和8年度(予算額)		単位
	事業費計【8】	18,374		18,525		18,822		20,522		千円
	財源内訳									
	国庫支出金・都支出金									
	その他()									
	一般財源	18,374		18,525		18,822		20,522		
	人件費計【9】	469		520		520		520		
内訳	正規職員	0.07 人 469 千円	0.07 人 520 千円	0.07 人 520 千円	0.07 人 520 千円	0.07 人 520 千円				
内訳	会計年度任用職員	人 千円	人 千円	人 千円	人 千円	人 千円				
総コスト	18,843		19,045		19,342		21,042			
活動実績【10】	項 目	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度		単位
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値	
	①開所日数	243	243	243	243	242	242	241	241	日
②										
成果指標【11】	項 目	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度		単位
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値	
	組織率	39.70	37.1	39.70	36.9	39.70	36.5	39.70	-	%
	①【成果指標の説明】	補助事業の成果として、商工会の自立性や事業の柔軟性、持続性に資する会員数の増加へ寄与した度合を成果指標とする。 多摩六都構成市の商工会組織率(R7.3.31時点)平均値を目標値とした。								
	②【成果指標の説明】									
事業環境等	事業実施における課題点と改善に向けての取組【12】	・物価高騰の影響を受けている市内事業者の事業継続に向けた支援が必要 ・組織率(商工会会員数／市内事業所数)の向上が必要								
	他団体の実施状況【13】	各自治体における産業規模に応じて商工会、または商工会議所が設立されている。商工会又は商工会議所への補助金は26市中26市実施している。商工会設置市19市のうち当市の工商業者数は3位となっているが、商工会補助金額については11位、1会員当たりの補助金額は13位となっている。								
	代替・類似サービスの有無【14】	☐ 有 ☒ 無								

【検証項目】

検証項目 【15】	必要性		一次評価	二次評価	本部評価	
		事業の実施が国・都の法令等で定められている	非該当	非該当		
		市が主体となって実施しない場合、市域内における当該サービスの提供が不十分になる恐れがある	該当	該当		
		現下の社会経済情勢に見合った事業である	該当	該当		
	有効性	成果指標の達成状況はどうか	2	2	0	/9
		上位施策等の目的の達成に向けて事業の対象は適切か	3	3		
		上位施策等の目的の達成に向けて事業の内容・実施方法は適切か	3	3		
	効率性・経済性	業務プロセスに改善の余地はないか	3	3	0	/9
		投入したコストが活動実績に見合っているか	3	3		
		国・都の補助金や受益者負担など、一般財源以外の財源確保がされているか	－	－		

【一次評価・二次評価】

一次評価 【16】	必要性	物価高騰等、事業運営上のリスクが様々ある状況であり、中小企業のうち小規模事業者に対して、経営や技術に関する相談ができる経営改善普及事業を継続して実施する必要がある。必要な人員等の体制を会費のみで現状の体制を維持することは団体の性質上困難であり、補助金を交付する必要がある。	二次評価 【17】	必要性	東京都から商工会への補助金と、市から商工会への補助金を合わせて商工会の運営費となることから、商工会の存続及び、継続的な市内産業への働きかけを行うためには、引き続き支援を行う必要があると考える。
	有効性	加入促進の取組に反して会員数は減少傾向にある。組織力の低下が懸念される状況にあって当補助金により市内全体の商工業者の支援に足る体制を維持することができている。また市内商工業者の状況、時勢に応じて柔軟に事業を展開していることから、商工会自身の自主性と柔軟性を確保することにも有効な取組となっている。		有効性	市内の事業者に合わせて、細やかなサービスを継続するためには、現在の運営状況を維持して、関係性及び支援を継続する必要があると考える。
	効率性・経済性	東京都の小規模事業経営支援事業補助金が交付されており、市及び商工会員の負担も軽減されている。また、前回の事務事業評価以降、予算、及び実績額も抑制されており、近年の人件費上昇の局面にあっても大きく増額されていないことから事業費を抑える努力が見受けられる。		効率性・経済性	全国的には人件費等が増額している状況の中、予算額の金額には満たない額で支援ができていることから、様々な面での効率化やコスト縮減が図られていると考えられる。

【外部評価】

評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】	
---------------------------------	--

【行革本部評価】

	コストの方向性	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
	総合評価	

改善の方向性と今後のスケジュール【19】	
----------------------	--